

平成31年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成31年3月20日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	新市まちづくり計画の変更について
第5	議案第9号	飛騨市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金徴収条例について
第6	議案第10号	飛騨市保育園整備計画審議会条例を廃止する条例について
第7	議案第11号	飛騨市障害者施策推進協議会設置条例を廃止する条例について
第8	議案第12号	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
第11	議案第15号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第12	議案第16号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第13	議案第17号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について
第15	議案第19号	飛騨市高額療養費支払資金貸付条例を廃止する条例について
第16	議案第20号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第17	議案第21号	字区域の変更について(古川町信包Ⅱ地区)
第18	議案第22号	字区域の変更について(河合町角川Ⅰ地区)
第19	議案第23号	字区域の変更について(河合町角川Ⅱ地区)

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第24号	字区域の変更について(河合町角川Ⅲ地区)
第21	議案第25号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎)
第22	議案第26号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎)
第23	議案第27号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎、堆肥舎)
第24	議案第28号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎、堆肥舎)
第25	議案第29号	飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第26	議案第30号	市道路線の廃止について
第27	議案第31号	市道路線の認定について
第28	議案第36号	平成31年度飛騨市一般会計予算
第29	発議第1号	議案第36号平成31年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議
第30	議案第37号	平成31年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第31	議案第38号	平成31年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第32	議案第39号	平成31年度飛騨市介護保険特別会計予算
第33	議案第40号	平成31年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第34	議案第41号	平成31年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第35	議案第42号	平成31年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第36	議案第43号	平成31年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第37	議案第44号	平成31年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第38	議案第45号	平成31年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第39	議案第46号	平成31年度飛騨市情報施設特別会計予算
第40	議案第47号	平成31年度飛騨市給食費特別会計予算
第41	議案第48号	平成31年度飛騨市水道事業会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第49号	平成31年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第43	議案第51号	飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第44		総務常任委員会調査報告について
第45		産業常任委員会調査報告について
第46		議会改革等特別委員会調査報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 6 号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 7 号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 8 号	新市まちづくり計画の変更について
日程第 5	議案第 9 号	飛騨市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金徴収条例について
日程第 6	議案第 10 号	飛騨市保育園整備計画審議会条例を廃止する条例について
日程第 7	議案第 11 号	飛騨市障害者施策推進協議会設置条例を廃止する条例について
日程第 8	議案第 12 号	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 13 号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 14 号	飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 15 号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 16 号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 17 号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 18 号	飛騨市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について
日程第 15	議案第 19 号	飛騨市高額療養費支払資金貸付条例を廃止する条例について
日程第 16	議案第 20 号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 21 号	字区域の変更について(古川町信包Ⅱ地区)
日程第 18	議案第 22 号	字区域の変更について(河合町角川Ⅰ地区)
日程第 19	議案第 23 号	字区域の変更について(河合町角川Ⅱ地区)
日程第 20	議案第 24 号	字区域の変更について(河合町角川Ⅲ地区)
日程第 21	議案第 25 号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎)
日程第 22	議案第 26 号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎)
日程第 23	議案第 27 号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎、堆肥舎)
日程第 24	議案第 28 号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎、堆肥舎)
日程第 25	議案第 29 号	飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 26	議案第 30 号	市道路線の廃止について
日程第 27	議案第 31 号	市道路線の認定について
日程第 28	議案第 36 号	平成31年度飛騨市一般会計予算
日程第 29	発議第 1 号	議案第36号平成31年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議
日程第 30	議案第 37 号	平成31年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第 31	議案第 38 号	平成31年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 32	議案第 39 号	平成31年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第 33	議案第 40 号	平成31年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第 34	議案第 41 号	平成31年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第 35	議案第 42 号	平成31年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第 36	議案第 43 号	平成31年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第 37	議案第 44 号	平成31年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第 38	議案第 45 号	平成31年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第 39	議案第 46 号	平成31年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第 40	議案第 47 号	平成31年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第 41	議案第 48 号	平成31年度飛騨市水道事業会計予算
日程第 42	議案第 49 号	平成31年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第 43	議案第 51 号	飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 44		総務常任委員会調査報告について
日程第 45		産業常任委員会調査報告について
日程第 46		議会改革等特別委員会調査報告について
追加第 1		議長の辞職の件について
追加第 2		議長の選挙
追加第 3		副議長の選挙
追加第 4		常任委員の選任
追加第 5		議会運営委員会委員の選任
追加第 6	発議第 2 号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加第 7	発議第 3 号	議会改革特別委員会設置に関する決議
追加第 8		飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙
追加第 9		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
追加第 10		各種委員の選任
追加第 11		閉会中の継続調査の申し出について(総務常任委員会)
追加第 12		閉会中の継続調査の申し出について(産業常任委員会)
追加第 13		閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○出席議員（13名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	欠			員
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	畑	康	子
理事兼企画部長	御	手	洗	己
総務部長	東	佐	裕	司
市民福祉部長	柚	原	藤	誠
環境水道部長	大	坪	達	也
農林部長	青	垣	俊	司
商工観光部長	泉	原	利	匡
基盤整備部長	青	木	孝	則
病院管理室長	佐	藤	哲	哉
教育委員会事務局長	清	水		貢
消防長	坂	場	順	一
財政課長	洞	口	廣	之

○職務のため出席した事務局員

議会事務局局長	水	上	雅	廣
書記	赤	谷	真	依

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長 (高原邦子)

本日の出席議員は全員であります。執行部では柏木会計管理者が欠席であります。
それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (高原邦子)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により8番、前川議員、10番、洞口議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第16 議案第20号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎議長 (高原邦子)

日程第2、議案第6号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第20号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの15案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら15案件につきましては総務常任委員会に審査を付託してありますので総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (高原邦子)

前川総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[総務常任委員長 前川文博 登壇]

●総務常任委員長 (前川文博)

皆さん、おはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました議案第6号から議案第20号までの15案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る3月13日午前10時より、委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第6号について申し上げます。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもので、当該法律により時間外労働の上限規制が導入され、国家公務員において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとなり、本市

においても、超過勤務命令を行うことができる上限について定めることとしたものです。

質疑では、上限としている月45時間を超える時間外勤務者の状況、その原因、その職員に対するケアの状況などについて質問があり、平成30年の実績では、災害の関係を除き、月制限の45時間を超えたものは述べ127名、その要因としては、中途退職者、育児休暇、病気休暇などで欠員が生じ、補充ができないことから負担が増える場合や、季節的にどうしても業務が増える場合などがある。職員への対応としては、個人への呼びかけ、上司のチェックをはじめ、さまざまなかたちで実態を多面的に把握し、ワークライフバランスの取れた働き方を目指す。また、テレワークの導入についても研究しているとの答弁がありました。

次に、議案第7号について申し上げます。

本案は、防災・減災、及び社会基盤の維持・整備にあてる社会基盤整備基金及び消防用施設の整備費用に消防施設整備基金の、2つの新たな基金を設置するため、条例の一部を改正するものです。

質疑では、すでにある防災基金との関係について質問があり、既設の防災基金は防災備蓄品の確保にあてることを主とした基金で、今回新設する社会基盤整備基金は、側溝改修や舗装修繕など地域振興費を含めた細かな社会インフラ整備にあてることを目的としたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第8号について申し上げます。

本案は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の発効により、合併特例債の発行期限が、合併後15年から20年に延長されたことにより、計画を変更するもので、計画に記載されている事業を現行の事業名に合わせ、また、財政計画について、これまでの経過に合わせ見直したものです。

質疑では、今回見直した財政計画は中期計画を示したものとのかとの質問があり、これまで示してきた一般財源フレームの考え方に沿って継ぎ足したもので、財政運営の指針については、平成31年度に次の計画を策定するとの答弁がありました。

次に、議案第9号について申し上げます。

本案は、市が国の制度を活用して実施する携帯電話等エリア整備事業により利益を受ける電気通信事業者から徴収する分担金について、徴収方法、徴収額等を定めるため条例制定するものです。市内幹線道路沿線の不感エリア解消の要望を大手電話事業者に要望し、県や国にも不感エリア解消の手続きを行ってきた結果、電話事業者2社から山田防災ダム付近について整備への参画意思が示されたことから、事業実施に向け条例整備する必要があるとの説明がありました。

質疑では、ほかに不感地域はないのか、設置に要する費用はいくらかとの質問があり、国道360号の沿線の一部や、神岡地区などで要望を行っている。今回の設置費用については、2社、2基で2,400万円であるとの答弁がありました。

次に、議案第10号について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法に基づき設置した飛騨市子ども・子育て会議が保育園整備計画審議会の役割を担うことができることから、飛騨市保育園整備計画審議会条例を廃止するものです。質疑では、飛騨市子ども・子育て会議条例に保育園の民営化や統合についてうたっているのか、委員のメンバーは同じなのかとの質問があり、明文化はないが、子育てに関する総合的な審議を行うこととなっており、保育園の民営化についても含むものと解釈している。メンバーについては、ほとんど重複しているとの答弁がありました。

次に議案第11号について申し上げます。

本案は、現行では障がい者施策について「障がい者施策推進協議会」と「障がい者自立支援協議会」の2つの協議会があるが、前者は平成18年に設置されてから実際の活動を行っておらず、「障がい者自立支援協議会」で障がい者施策について十分な協議ができ、これまでも行ってきたことから「障がい者施策推進協議会設置条例」を廃止するものです。

質疑では、廃止する「障がい者施策推進協議会設置条例」にある協議事項は引き継がれるのかとの質問があり、「障がい者自立支援協議会」に明文化したかたちで引き継ぐとの答弁がありました。

次に議案第12号について申し上げます。

本案は、やまびこ教室で実施を予定している放課後等デイサービスの開始に合わせ、条文を改正するほか、施設名称などを改正するものです。質疑では、放課後等デイサービスの内容等について質問があり、主にリハビリテーションに着目したデイサービスで、親子で体を動かすことを勉強していただくとの答弁がありました。また、民間で行っているサービスとの関連について、課題となっていた、小学校に入ってからのリハビリテーションを行う場所として市がその体制を整えるものであるとの答弁がありました。その他、支援手帳の扱いについて質疑がありました。

次に議案第13号について申し上げます。

本案は、生活保護法において進学準備給付金が創設され、その受給に係る事務を、マイナンバーを利用する事務として位置づけるため、それぞれの法律改正が行なわれたことを受け、条例の一部を改正するものです。

質疑は、ありませんでした。

次に議案第14号について申し上げます。

本案は、岐阜県医学生修学資金貸付制度の改正により、市町村が自市町村出身学生に対する当該貸付金に対し、規定の費用負担をすることで貸付月額が倍額となる制度となったことを受け、飛騨市医療・福祉体制整備基金の対象事業に、県へ負担金を拠出する事業を追加し、資金運用するために基金条例の一部を改正するものです。

質疑では、市でも独自に医師養成資金貸付条例があるが、重複して受けることができるのかとの質問があり、重複はできないこととなっている。今回新設された制度は、岐阜大学医学部地域枠に新設される地域医療コースの医学生が対象で、同大学の一般枠や他の大学では対象とならないことから、市の医師養成資金貸付金はそうした方のためにある

と理解していただきたいとの答弁がありました。

次に議案第15号について申し上げます。

本案は、市内の医療機関・福祉機関等に從事しようとする看護学生に貸与する修学資金の月額7万円から10万円に増額し、あわせて卒業後1年以内の市内就職要件を3年6カ月に緩和し、若手の看護師確保を推進するために条例の一部を改正するものです。

質疑では、利用者から増額の要望があったのかとの質問に、市民病院から隣県の総合病院が同様の資金で7万円から10万円に引き上げたこともあり、看護師確保を積極的に進めてほしいという依頼があったことから、今回改正するものであるとの答弁がありました。

次に議案第16号について申し上げます。

本案は、上位法の改正により、介護保険料について、本年10月より消費税が引き上げられることに伴い、平成31年度の介護保険料の軽減対象が広がるため、条例の一部を改正するものです。

質疑では、平成31年度は軽減されているが、それ以降、軽減率が継続するのか、値上がりにつながっていくのかとの質問があり、平成32年度の予定は示されているが、それ以降については、国の判断であるためわからないとの答弁がありました。

以上の11案件については、いずれも討論はなく全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第17号について申し上げます。少し長くなりますが、お願いいたします。

本案は、性の多様化の配慮のため、印鑑登録原票の登録事項および印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削除するための改正です。

性別に関する記載事項の削除については、平成28年12月に総務省が証明書に性別を記載しなくても差し支えないと通知をしており、県内42市町村の中で11自治体が既に実施されているということでありました。

説明の中で本議案とパートナーシップ制度の導入は別物であるとの補足がありましたが、委員会としては、本条例もパートナーシップ制度の導入も性の多様性についてふれており、印鑑条例の一部改正とパートナーシップ制度について同時に審査を行いました。

質疑では、今回の提案は印鑑条例だけだが、他の自治体の例では200くらいある証明書の中から法的なもの、統計上必要なものを除いた多くの証明書から性別を記載しないようにしたという例もあるが、飛騨市は今後そのように進んでいくのかとの質問に対し、そのような方向で進めていきたいとの答弁がありました。

仮に印鑑証明書を持参して契約した場合に男女の性別がいたと言われたようなときの対処方法についての質問に対し、住民票といった証明書類もあるのでそういった書類で対応することになると思われると答弁がありました。

印鑑証明書をとって性別がないので住民票を下さいと言われた場合は、住民の方は2通分の費用負担をしなければならないのかという質問に対し、先行する自治体からその

ような不都合があったという情報は聞いていない、印鑑証明に性別がなくても問題はないと認識していると答弁がありました。

パートナーシップ制度について、どういう方向性にもっていくのかということについて議会でも話さなければならないという思いの中で、平成31年4月1日にこだわることはないのではないかとの質問に対し、性の多様化への配慮というのは人権配慮の取り組みとして戦後ずっと続けられてきた人権擁護・人権配慮の取り組みの中で、新たな配慮すべき人権としてでてきたもので、当然の流れとして取り組むべきものとして対応していく。アンケート調査や、コンセンサスを得ることよりも、自然な流れとして人権を守るという取り組みを進めていくとの答弁がありました。

また陳情・請願あるいは要望といったものはあったのかとの質問に対し、そうしたものはないと答弁がありました。

要綱はあるのかどうか、広報等に告知をしたことがあるのかという質問に対し、要綱は現在作成中であること、広報等に告知をしたことがないため、今後周知していく予定であると答弁がありました。

印鑑証明だけでなく、公文書も検討されるということだが、職員に性の多様性とか人権問題についてしっかりとした基礎知識があるのか、また証明書の性別の欄を削る証明書等について庁舎内で検討されたのかどうかという質問に、職員に関してガイドライン的なものをつくりながら、認識を持てる取り組みを今後進めていくということ、庁舎内で調査したが、まだ浸透していない部分もあり、このことをきっかけに調査を進めたいとの答弁でした。

質疑の後、討論を行いました。討論では、条例改正について、性の多様化の配慮のため賛同はするものの、印鑑登録においても原票の登録事項において証明書を発行する段階においてその欄を削除して出すので十分対応ができると判断するため、この件に関して反対とするもの、議員や地域住民のコンセンサスを得て進めるべきで時期尚早であるという反対討論。

一方、日本人のうち5～8パーセントぐらいが性的マイノリティといわれる人であること、地方自治体や企業でも性の多様性について進めており、市においても人権問題についても積極的に推進すべきという賛成討論がありました。

本案件については、採決の結果、賛成少数で否決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第18号及び議案第19号について申し上げます。

これら2案件は、平成19年度に高額療養費制度の政令が改正され、限度額適用あるいは標準負担額減額認定証の交付を受け、医療機関の窓口で高額療養費の上限額までを支払えば、それ以上の支払いが不要になり、一時的に高額な現金を本人が用意しなくてもお金を支払えるような制度となっていること、それに伴い、基金の必要がなくなったことから、それぞれの条例を廃止するものです。

質疑では、限度額すら支払えない人が出た場合の救済方法について質問があり、社会福祉協議会で貸し付けを行っていること、また国民健康保険特別会計で貸し付けができるようにするとの答弁がありました。

次に議案第20号について申し上げます。

本案は、上位法の改正に伴うもので、1点目は保険料の賦課限度額を58万円から61万円に引き上げるもの。2点目は低所得者に対する保険料の軽減措置の対象世帯を拡大するために5割軽減の基準額について被保険者に乗ずる金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減基準については被保険者に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げるもの。3点目は後期高齢者医療制度の応益割に係る保険料軽減措置の経過措置の見直しにあわせて、国民健康保険料の応益割に係る保険料軽減措置の経過措置分を削除するものです。

質疑はありませんでした。

以上の3案件については、いずれも討論はなく全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。

議案第6号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第16号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの11案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第6号から議案第16号までの11案件について委員長の報告は可決であります。これら11案件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第6号から議案第16号までの11案件については委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について、討論の通告がありますので、発言を許可します。最初に賛成討論を行います。

〔5番 森要 登壇〕

○5番（森要）

議案第17号、飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例については、私は原案には賛成の

立場で意見を申し述べます。提案理由は、印鑑登録証明書から性別に関する事項を削除するための改正で、性の多様化への配慮のため、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削るものとなっております。市長は、平成31年度予算の編成方針は、いま一度、市民の身近な暮らしの充実に目を向け、市民の皆様が本当に何に困り、そして何を望んでいるかをもう一度深く追求するという事を協議の中心に据え、政策協議をし、市民の皆様にも明るく前向きな気を持っていただける飛騨市を目指し、気持ちを込めた事業を盛り込んだとの説明がありました。事実、就学後も療育訓練等の支援を受けることができる放課後等デイサービス支援事業施設「きゃっち」の開設、発達支援センターの体制強化、母親の不安を取り除く産前産後ケア対策をはじめ、ごみの減量化に対する環境整備、買い物弱者への支援事業、ひとり親家庭民間賃貸借住宅の家賃補助事業、亡くなられた遺族への支援事業など身近な暮らしの充実に彷彿させる事業が数多く盛り込まれています。また、生きづらさを感じている方への支援、弱い立場の方が暮らしやすいまちづくりとして、引きこもり等の社会復帰支援、暮らしに困難を抱える方への就労支援など計上されております。

今回の議案第17号も生きづらさ、弱い立場の方が暮らしやすくするための趣旨に沿って真剣に政策協議をされ、提案されてきたものであると認識しております。印鑑証明書に性別を求める事案がある、なしに関わらず、悩みをもつ方への配慮のうえの提案と受け止めています。

私はこの議案に対して真摯に検討しました。性の多様化への配慮は、その人の人権を守ることであり、尊重しなければならないと考えます。相手の気持ち、違いを認め合うことが大切です。このような取り組みは、岐阜市・関市・美濃市など11市町の全てが印鑑登録原票、印鑑登録証明書の記載から性別に関する事項を削除しており、今後さらに増えていくと考えます。印鑑登録時や、印鑑証明書申請時において性別を記載することが精神的に大きな負担になることを考えれば、この条例は適切なものと判断します。

また、この印鑑条例を変更した場合、他の自治体においては、システム移行に費用がかかる場合があると聞いておりますが、飛騨市においては、システム変更に伴う経費がかかりません。印鑑証明書を求める機関として、土地の所有権移転、相続関係を扱う法務局や融資や口座開設に必要な金融機関、陸運事務所、裁判所等考えられます。法務局においては、印鑑証明書に性別がなくても問題ない旨、飛騨市では、確認されていること。飛騨市の金融機関や司法書士の方々に私が聞き取り調査をした結果、性別については、なくても支障がないことを確認しています。印鑑証明書に性別を求めるところはないとは言いきれません。しかし、まれなケースであると思われます。平成28年12月12日の総務省自治行政局住民制度課長が各都道府県住民基本台帳等担当部長に宛てた通知によれば、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いについては、差し支えないとする通知があります。飛騨市では、今後性別による各証明書等についても関係部署において協議され、改善していくと聞いております。市民のために身近な暮らしの充実、生きづらさを感じ

じてきている方への支援、弱い立場の方が暮らしやすいまちづくりとして積極的に取り組む姿勢を高く評価して、この条例には賛成をいたします。

〔5番 森要 着席〕

◎議長（高原邦子）

次に反対討論を行います。

〔3番 澤史朗 登壇〕

○3番（澤史朗）

議案第17号、飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について、原案に反対する立場から討論いたします。この討論を行うにあたって、印鑑登録証明書の提出を求めるいくつかの関係機関に調査をいたしました。まず、金融機関では、金銭消費貸借契約時においては、債務者及び連帯保証人に対し、実印での捺印、印鑑証明書の添付を求め、その都度対面方式で確認するため、印鑑証明書の性別欄は特段必要としないが、信用保証会社を通しての住宅ローンの申し込み申請書には、本人及び連帯保証人の性別を記入する欄が現行ではあり、連帯保証人に印鑑証明書の提出を求める場合があり、性別が合致しているかを確認するわけですが、あまり重要性をもたないということです。

また、不動産賃貸借契約や不動産売買契約において当事者及び連帯保証人に実印での捺印と印鑑登録証明書の提出を求めるのですが、不動産業者に聞いたところ、私が尋ねるまで、印鑑登録証明書における性別欄の存在を意識しなかったということです。また、法務局では、所有権移転や抵当権設定の登記のときに印鑑登録証明書の添付を必要としますが、代理申請が多く、性別欄はとくにチェック項目に入っていないということです。このように現行では、印鑑登録証明書における性別の記載はあまり重要視されていないようです。

今回の提案は、今後大切なことと考えます。しかし、公正証書作成時においては、公正証書に男女の別の記載事項は入っておりませんが、本人の署名捺印と本人確認のため、印鑑登録証明書の提出が必要です。そのとき、性別欄も見ているとのことでした。岐阜県下でも印鑑登録証明書から性別欄を削除している自治体があります。このような自治体で発行された印鑑登録証明書で公正証書を作成する場合、その印鑑登録証明書に加え、付随的に他の証明書の提出を求めているケースがあることがわかりました。先行自治体である岐阜県美濃加茂市へ問い合わせたところ、昨年12月1日に同様の改正条例が施行されていますが、平成30年9月議会に提案され、平成30年9月12日に可決され、約3カ月後の施行に至っております。議会提案の前から庁内での各種申請書を精査し、性別の記入欄があるものに関し、その必要性を検討し、職員の統制を図りながら進めてきたとのこと、現在もまだ精査の続いているところがあるとのことでした。このように庁内だけの精査でも時間が必要なことがわかりました。今回限られた時間の中で実態調査をしましたが、印鑑登録証明書の提出先である私が調査した関係機関に限りですけれども、この印鑑登録証明書に関する件で飛騨市からの問い合わせ、ヒアリングや調査はなく、今回の

私の調査で初めて知ったことが明らかになりました。印鑑登録証明書の性別欄の有無は別にして、形式が変わるわけですから、提出先、関係機関内での内部統制が必要であり、周知されてからそれ相応の時間が必要であるとの意見もいただきました。もし、周知徹底がされていないと、関係機関の窓口で新しい印鑑登録証明書が提出された場合に双方に迷惑がかかる場合も考えられます。以上のように現行では、印鑑登録証明書に性別欄の記載が必要な場合がまだあること。そして平成31年4月1日の施行では、市民や関係機関への周知期間があまりにも短く、市民に対し、迷惑をかける恐れがあるという観点から議案第17号、飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について、反対いたします。

〔3番 澤史朗 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で討論を終結します。これより採決を行います。

議案第17号について委員長の報告は否決であります。

したがって原案について採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（高原邦子）

起立多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、飛騨市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例についてから議案第20号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの3案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括採決をいたします。

議案第18号から議案第20号までの3案件について委員長の報告は可決であります。これら3案件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第18号から議案第20号までの3案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第17 議案第21号 宇区域の変更について（古川町信包Ⅱ地区）
から

日程第27 議案第31号 市道路線の認定について

◎議長（高原邦子）

続きまして日程第17、議案第21号、宇区域の変更について（古川町信包Ⅱ地区）から日程第27、議案第31号、市道路線の認定までについてまでの11案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら11案件につきましては、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業

常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 森要 登壇〕

●産業常任委員長（森要）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第21号から議案第31号までの11案件につきまして、審査の概要と結果について報告いたします。

去る3月13日、午後1時より、委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第21号から議案第24号について申し上げます。

これら4案件は、古川町の信包地区及び河合町角川地区の地籍調査の結果に基づき字区域の境界を変更するものです。

質疑では、字界を変更しなければならない理由についての質問があり、道路、河川、尾根にあわせて字界を変更したもの、飛び地を修正したものであるとの答弁がありました。また、地籍調査を進める上での問題点や苦労は何かとの質問があり、地権者の高齢化によって、現地での境界杭打ち作業に時間を要したり、不在地主の確認、相続確認、所有者不明の土地の扱いなど、苦慮する点があるとの答弁がありました。

次に、議案第25号から議案第28号について申し上げます。

これら4案件は、河合町稲越及び古川町畦畑において、県農畜産公社が建設する繁殖牛舎、堆肥舎を市が一旦取得したうえで、農家に譲渡するもので、本年6月・12月に議決した金額に、建設利息が減額となったことで変更が生じたため、改めて議決するものです。

質疑はありませんでした。

次に、議案第29号について申し上げます。

本案は、県営中山間地域総合整備事業において、新たに平成31年度から事業開始する北吉城地区の分担金を定め、事業完了した、古川西地区、神岡地区を削除するため、条例の一部を改正するものです。

質疑では、一等水路・二等水路など改正前にあった文言が削除されているが、改正後においては該当がないということかとの質問があり、そのとおりであるとの答弁がありました。

次に、議案第30号及び議案第31号について申し上げます。

本案は、市道信包43号線の起点を変更するもので、当該路線を一旦廃止したうえで、林道と市道の重複区間の一部区間を追加し、市道として管理するために、新たに認定することとしたものです。

質疑では、市内に重複路線はどれくらいあるのかとの質問があり、明確には把握していないが、重複していることで特段支障があるものではない。橋梁点検や防災点検などの事業を実施するうえで、管理区分を明確にしなければならない場合など、その都度、路線の認定・廃止などの手続きを行いたいとの答弁がありました。

これら11案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 森要 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。議案第21号から議案第31号までの11案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。議案第21号から議案第31号までの11案件について委員長の報告は可決であります。これらの11案件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第31号までの11案件につきましては委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第28 議案第36号 平成31年度飛騨市一般会計予算

◎議長（高原邦子）

日程第28、議案第36号、平成31年度飛騨市一般会計予算を議題といたします。

議案第36号につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過、及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第36号につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第29 発議第1号 議案第36号平成31年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議について

て

◎議長（高原邦子）

日程第29、発議第1号、議案第36号平成31年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。説明を求めます。

〔10番 洞口和彦 登壇〕

○10番（洞口和彦）

発議第1号、議案第36号平成31年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議。上記事件について別紙のとおり発案する。平成31年3月20日提出。提出者、飛騨市議会議員、洞口和彦。賛成者、飛騨市議会議員、前川文博。賛成者、飛騨市議会議員、澤史朗。裏面をごらんください。

議案第36号平成31年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議。飛騨市は、新年度からパートナーシップ制度を導入するとしている。どのような家族の形であっても不利益をこうむることなく、多様性を認め合い、「自分らしく」生きることができる「人権尊重のまちづくり」を目指し制度を導入するとしている。

性の多様性を理解し、誰もが「ありのまま」「安心して自分らしく」すごせる、生きやすい社会づくりに向けた取組みであることは理解するが、市民の理解は様々である。よって、本事業について下記のとおり決議する。記、1、本事業の執行にあたっては、事前に議会への報告を行うよう求める。以上、決議する。

〔10番 洞口和彦 着席〕

◎議長（高原邦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

これで質疑を終結いたします。ここでお諮りいたします。ただ今説明のありました発議第1号、議案第36号平成31年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎議長（高原邦子）

それではこれより討論を行います。

討論はありますか。

反対討論ですか。

〔5番 森要 登壇〕

○5番（森要）

発議第1号、議案第36号平成31年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議について反対であることを申し述べます。決議によれば、生きやすい社会づくりに向けた取組みは理解するが、市民の理解は様々であるとし、本事業の執行にあたっては事前に議会への報告を行うよう求めるとあります。

そこで私の反対の第1点は、予算委員会での各委員の質疑の中で、市民の理解が得られないこと、職員の理解が不十分、制度そのものが不明であることなどの指摘に対し、市長はパートナーシップの開始時期を少し遅らせ、そのぶん市会議員の報告も含めて、広く市民への啓発機会をつくることをする旨、答弁で申し上げられました。また市職員へ向けてもやることも明言されました。既に市長は市民・議会・職員にやる旨述べられており、あえて発議第1号は、市と議会との信頼を損なう行為であることと私は反対をいたします。

2つ目の理由につきましては、本事業の執行にあたっては、事前に議会への報告を求めるとありますが、議会だけに報告を行うよう求めることだけでは不十分であることが2つ目の理由です。提案理由にありました市民への啓発、理解を求める文面が抜けており、不十分なものであります。

3点目はパートナーシップの報道により、不安を持ってみえる方々に対しては議会議員が責任を持って、予算委員会で指摘し、それにより市長は市民への啓発、議会への報告を求めていることを丁寧に説明すれば足りることであり、わざわざ附帯決議をする必要はないと考えます。

以上の理由により、この附帯決議につきましては、反対を申し上げます。

〔5番 森要 着席〕

◎議長（高原邦子）

ほかに討論はありませんか。

〔8番 前川文博 登壇〕

○8番（前川文博）

ただ今の附帯決議に賛成の立場で討論いたします。今回常任委員会におきまして、印鑑条例とパートナーシップ制度のほうをあわせて審査をさせていただきました。その折に平成31年4月1日から実施するという説明があり、常任委員会ではその方向で審査をまいりました。その翌日、予算特別委員会の中で、平成31年4月1日に行う、先延ばしにする、そういった部分で職員間での意識の違い、認識の違いが明らかになってきた現状がみえました。したがって、今回は実施するにしても少し時間をおいて、しっかり意識をそろえて向かっていくことが重要ということで、この附帯決議をつけることに賛成をいたします。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長 (高原邦子)

これで、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号、議案第36号平成31年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長 (高原邦子)

起立多数です。よって、本案は可決されました。

◆日程第30 議案第37号 平成31年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
から

日程第42 議案第49号 平成31年度飛騨市国民健康保険病院事業会計

◎議長 (高原邦子)

続いて日程第30、議案第37号、平成31年度飛騨市国民健康保険特別会計予算から日程第42、議案第49号、平成31年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの13案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら13案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第37号から議案第49号までのこれら13案件については討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。議案第37号から議案第49号までの13案件について委員長報告は可決であります。これら13案件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって議案第37号から議案第49号までの13案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第43 議案第51号 飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎議長（高原邦子）

続きまして日程第43、議案第51号、飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第51号につきまして御説明をさせていただきます。飛騨市教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は任期満了による任命であります。任命者について申し上げます。氏名、板屋克也。住所は飛騨市河合町、記載のとおりでございます。なお生年月日、略歴につきましては、お配りした議案のとおりでございます。任期は平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間でございます。

以上、よろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり同意されました。

◆日程第44 総務常任委員会調査報告について

◎議長（高原邦子）

続きまして日程第44、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔総務常任委員長 前川文博 登壇〕

●総務常任委員長（前川文博）

それでは、総務常任委員会の年間活動報告をいたします。

平成30年6月8日に実施いたしました管内視察について報告いたします。

小学校3年生の英語授業では、4月から始まった担任と補助指導員の2人によるチームティーチングを参観いたしました。児童は先生の英語による問いかけをよく理解し、楽しそうに取り組んでいました。今後、英語授業の義務化になると、スペルを覚え、読み書きが必要になり、その後テストとなったときに、英語が嫌いにならないような授業のあり方が必要だと感じました。

引き続き小学校ICTタブレット授業では、学校のIT授業もパソコンからタブレットに変わりつつあることの説明を受けました。児童1人1台のタブレットによる授業の実現と、教員のレベルアップ、学校のLAN環境整備などが今後の課題と感じました。また、授業のIT化が進んでも児童生徒同士のコミュニケーションがしっかり取られるような環境が重要と感じました。

次に高原諏訪城址は、以前、一本松と言われていた場所で、国の史跡に指定されています。神岡市街地を見下ろせるすばらしい場所で、江馬氏の繁栄ぶりを垣間見たような気がしました。ここを有効に活用するには、遊歩道と駐車場の整備が必要ですが、文化財としての保存も考えての整備が必要であると感じました。

その後給食センターへ伺い、学校給食の試食をしました。食材の値上がりや、食物アレルギー児童生徒の増加、アレルギー対象食物の増加などの中で、おいしい給食を提供できるように日々努力されている状況を見ました。今後、給食費の値上げ、職員の増員などの検討課題が確認できました。

深山邸は花街としての建物であり、神岡のにぎやかな時代を感じさせる歴史遺産として貴重なものです。地元の団体に利活用を検討していますが、水回りが使えない状態であり、このままの状態では利活用するには難しい面も多々ありますが、地元住民の方の意見をよく聞きながら今後の展開を図っていく必要があることを確認しました。

次に宇津江グループホームは、バリアフリーで24時間対応する障がいのある方が利用できるグループホームで、セキュリティーもしっかりした素晴らしい施設です。飛騨市でもグループホームの計画がありますが、利用者にとって使い勝手の良いものにすることが第一です。和光園リノベーションの青写真を早目に提示して、多方面からの議論が必要だと感じました。

消防本部では、無線指令の現場を見学いたしました。安心安全な暮らしを保つベースが

ここにあり、勤務されている消防士の皆さんの大変さも理解できました。携帯電話からの通報には、GPS機能を利用した位置情報システムの利用を図り、通報者の位置取得の短時間化が図られていました。

防災備蓄倉庫は、コンテナを利用して防災備蓄品を収納しています。毎年の予算の中で確実に設置場所と、品目や数量を増やしていただき、いざというときの備えが必要と再認識をいたしました。

続いて、10月10日、11日に行った管外視察について報告いたします。

一宮市立中央図書館は、JRと名鉄の尾張一宮と一体化した尾張一宮駅前ビル、通称iビルの中にある中央図書館です。このビルは、商業施設をはじめ、交番、中央子育て支援センター、市民活動支援センター、ビジネス支援センター、観光案内所、シビックセンター・シビックテラス、多目的ルーム、貸会議室、屋上庭園及び図書館がある複合施設です。

図書館は、iビルの5階～7階エリアで、5階は児童と親子対象フロア、6、7階を一般対象としたフロアで、出入口が分けられています。駅ビルということで、サラリーマンの通過点でもあり7階にはビジネス支援コーナーもあります。

ビル全体は指定管理者によって管理運営されていますが、図書館は市の直営で市職員が9名と委託業者60名の体制で運営されています。委託業者の選定は全国公募で、前回の公募時には3件の応募がありました。利用者は1日平均3,000人を開館当初から維持しており、立地条件や57万3,000冊という蔵書の豊富さ、インターネットブースや学習室の充実、AVコーナーや飲食可能なスペース等があり、市民が使いやすい環境です。

市内には他に5つの図書館と移動図書館があり、特に移動図書館は特徴的です。旧の一宮市時代から市内39カ所を月1回のペースで巡回し、高齢者や障がい者、子育て中の母親やその子どもさんが主な利用者です。巡回場所には学校も13校含まれており、学校図書館にはない本のリクエストも受け付けしております。またこれを楽しみにしている市民も多いようです。しかし、移動図書館は、積載図書が3,500冊と限られていたり、利用者のばらつきがあり、課題も多いようです。

次にNPO法人奥三河田舎くらし隊は、農山村の古民家を農泊施設として利活用する活動に取り組んでいるNPO法人です。現在は新城市の山間地に2軒の移住者宅を農泊として利用しています。若い世代が都会に移住し、過疎が進んでいる地域の古民家を農泊施設として再生し、逆に都会から移り住んだ人たちにこれらの民家を活用してもらうことで、やりがいと生きがいを得てもらおうという考え方によって進められています。このNPO法人の理事長は工務店を営んでおり、古民家鑑定士という資格も持っており、奥三河地方の古民家を調査し、価値のある建物を利活用しようと考えていたところに、豊川市辺りから移住してきた家紋職人・喫茶店経営の高齢夫婦の協力と農林水産省の打ち出した農泊制度とがタイミングよく重なり、東海地方でいち早く実現しました。

農泊と言いますと、農家に宿泊し農業体験をすることが前提だと思っておりましたが、経

営者は農林業者である必要はなく、星空観察やほたる観賞、畦道散策など何かしら自然を体験できるプログラムを、体験する機会をつくることにより、場所を提供しさえすればこの制度を利用できることを確認しました。

この地区では、名古屋や豊橋の大学と協力し留学生をインバウンドのモニターとして宿泊体験をしてもらい、今後の展開を検討しています。豊川・豊橋地区や浜松から車で約1時間のところにあり、週末をのんびりと過ごしたい人たちもリピーターとして訪れていました。

次に障がい者グループホームの視察では、児童発達支援サービス、日中活動系サービス、グループホーム、1人暮らし支援、余暇・社会参加支援、地域生活支援サービスなど障がい者に対する支援を行っている半田市に本部を置く社会福祉法人むそうさんで伺いました。グループホームは障がいのある方が共同で生活するための場所で、世話人やヘルパーが生活に必要な支援をしています。親亡きあとも生まれ育った地域で、自分らしく暮らすために工夫がされています。女性8人が生活する施設で、1階、2階とも206平方メートルの広さの2階建て民家を購入して改装し、1階、4人、2階、4人とも個室で、食堂・トイレ・風呂は各階にあり共有です。1階には重度の障がい者にも対応できるようにリフト付きの風呂や、音に敏感な障がい者対応として二重窓、よく転倒したり、壁にぶつかる障がい者には床・壁にクッション材を使用するなど障がいの特性に応じて対応されていて、改装費に約4,000万円かかったが、新築より改築の方が建築基準法や近隣との関係に関して利点があるようでした。この法人では働く場所の提供や所得保障もしっかり考えられており、自立に向けての体験の場としての機能も有していました。

次に羽島市立桑原学園では、ICT教育についての授業を見学しました。小中一貫教育であり、全ての学年が約20人程度の単学級の学校です。児童生徒一人一人に目が行き届きやすい環境です。

桑原学園では、岐阜大学との連携により小学生用に50台のタブレットが貸与されており、子どもたちが何時でも使用できる環境にあります。また、羽島市内に本社を置く教育関係の出版社の協力で、漢字と計算のドリルなどを提供し、漢字と計算の基礎学習を展開しています。岐阜大学が学習データを分析し教材や教諭の指導法の改善につなげる等「産官学」による学力向上協創プロジェクトを立ち上げて、ICTを活用するなどして取り組んでいます。モデル校としての役割も担っています。児童生徒も自然体でタブレット端末を使い、大型モニターをうまく利活用して授業が行われていました。

桑原学園は、第3学年から一部の教科で教科担任制がとられ、2学年が共同で授業を行うなど、普通の学校ではできないような授業ができる点にもタブレットを利用しやすい環境と言えます。第7学年からはプログラミングの授業も取り入れています。まだ実験段階のようで教員の研修を重ねていく必要を感じましたが、岐阜大学との連携により大学院生などが研修の場として学園に出入りしているため、さまざまな課題はクリアできているようでした。

このほかに、総務委員会では、市内の4社会福祉法人と、介護人材の確保などの課題などについての意見交換を行いました。介護人材については、外国人労働者の採用も視野に動いていたり、地域内での人材の奪い合いにならないように配慮されたり、それぞれの法人の課題などについて伺い、市として応援して行ける政策が必要であると感じたところがあります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第45 産業常任委員会調査報告について

◎議長（高原邦子）

続きまして、日程第45、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。

産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔産業常任委員長 森要 登壇〕

●産業常任委員長（森要）

平成30年度産業常任委員会の活動報告をさせていただきます。

産業常任委員会の構成は、委員長である私、副委員長、井端議員、委員として、葛谷・洞口・中村・高原議員の6名であります。当委員会の所管する部署は、商工観光部、農林部、環境水道部、基盤整備部の4部門です。

最初の活動としまして、平成30年5月16日に所管事務調査を行いました。

各委員がそれぞれの部署に抱える問題点・課題等実態を知るために、商工観光部では、外国人雇用の実態、起業家誘致育成、民泊・農泊の実態など、11項目を、農林部においては、農地保全、農地の集積、広葉樹の森づくりなど15項目を、環境水道部においては、ゴミ減量化、上下水道施設の更新、小水力発電事業など12項目、基盤整備部では、消雪水源問題、道路整備計画、中山間地域の農業生産基盤整備事業など10項目について聞き取り調査を実施しました。

この調査をうけて、管内視察を平成30年6月6日に実施しました。視察地は、1つ目は平成26年度から整備し、平成30年10月から供用開始の石神小水力発電施設です。発電された電力は全て北陸電力に売電し、維持管理を除いた剰余金は、市内の農業集落排水施設の電気料金等に充当されるもので、わずかな水力で発電されることが認識され、今後飛騨市においても、太陽光、小水力発電など自然エネルギーの普及につとめるべきと意見が出されました。

2カ所目は女性社会進出促進補助制度を利用して、事業所内の託児所を設置した社会福祉法人神東会です。この事業は女性が安心して働くことができる職場環境整備を整える補助で、託児施設の設置、子供用トイレ改修、託児用備品の購入、保育士等パート賃金の補助などタイムリーな政策で、今後も更に進めていくものであると認識いたしました。

3カ所目は、新たに起業する者を支援する補助を受けられた簡易宿所の「マザーズハウス」です。空き家を改修し、観光客の宿泊等に利用されており、今後さらに簡易宿所は増加していくものと思われます。古民家利用の宿泊施設は期待できる施設であり、今後この事業の充実を図るべきとの意見が出されております。

4カ所目は、現存する農地を10年、20年後も健全に維持し、次の世代につないでいくために、地域の担い手農家に農地を集積・集約して、農業生産性の向上を目的として土地改良を進める是重地区の玄の子土地改良事業対象地区を視察しました。事業完成には、約6年の歳月がかかると聞き、飛騨市のモデル的な取り組みとして、注視し支援していく事業であることを認識しました。

5カ所目は、家畜の糞尿を肥料として製造し、生産性を向上させている株式会社吉城コンポです。飛騨牛を繁殖し安定した経営をしていくためにも、家畜の糞尿の処理は大きな課題です。環境汚染に配慮しているこの施設は、畜産振興上重要なものであり、今後さらなる支援が必要であると感じました。

6カ所目は、古川町中野地区において県内初となる飛騨牛研修・繁殖センターです。飛騨牛の安定した供給と、担い手の育成が期待できるものであり、研修終了者の就農支援も含め注視していく施設であると感じました。

7カ所目は下水道汚泥の発生を大幅に削減している古川浄化センターです。浄化力増強装置で特殊バイオ種菌の投入によって汚泥発生の減少や、においも少なくなり、効果を発揮していました。今後耐震化が課題であることなど伺いました。

最後は、外国人の受け入れをされている小畑産業株式会社を視察し、雇用の実態、問題点等聞き取り調査をしました。外国人を受け入れる姿勢、社員への日常の対応、意思疎通に感心し、外国人の受け入れには、事業主の卓越した経営感覚、手腕が重要であることを学びました。平成30年6月26日には、総務常任委員会と合同で、地域おこし協力隊の活動状況等について合同事務調査を実施しました。山之村でのわらび粉づくり、小さなまちづくり応援事業の運営、森の資源である広葉樹や薬草を活用したまちづくりに取り組まれている地域協力隊の皆様の活動報告を受けました。隊員の取り組む姿勢、成果を高く評価し、今後も暖かく見守って行きたいと思えます。

平成30年8月21日には、一般社団法人吉城建設業協会との意見交換会を実施しました。従業員が半減し機動力が発揮されないこと、技術者も少なくなり除雪・災害の対応が大きな問題となっていること、事業費の縮減など課題を語り合いました。

平成30年10月18日から19日にかけて、管外視察を行いました。初日は、岡谷市蚕糸博物館を訪れました。信州岡谷は、かつて世界の生糸生産地としてさかえ、蚕糸に

関わる産業遺産が数多くあります。かつて飛騨の糸引き工女が、家族のためにひたむきに働いてきました。明治・大正・昭和と時代の趨勢とともに工女の労働環境や生活環境が改善され、地元の経済に貢献してきたことを後世に伝えるために、飛騨市では専門調査員を雇用し女工たちの史実を研究しています。この研究成果を活かし、まちなかに歴史観光スポットを設置して活用できないかと検討されていることから、岡谷蚕糸博物館を視察して、その可能性・方向性を確かめてきました。今後、長野県岡谷市と連携、交流を深め、展示館の資料、展示方法等工夫していけば、滞在型観光の施設として可能性を感じました。

次に、長野県川上村の高原野菜大国を見学してきました。戦前の川上村は、現金収入は養蚕と子馬の生産で、出稼ぎの村でしたが、戦後過酷な作物生育条件を逆手に取り、駐留米軍の野菜の供給先として、レタスの夏だし野菜の生産にたどり着き、レタスの出荷量全国1位となり、野菜大国と変貌しました。飛騨市では、高冷地野菜、美味しいお米、飛騨牛など、飛騨ならではの素材がたくさんあります。飛騨市、生産者、農協等同じ目線で販売促進の取り組みが必要であり、担い手農家の育成、耕作放棄地の解消、外国人労働者の受け入れなど積極的に取り組んで行かなければならないと感じました。

最終日の二日目は、岐阜県穂積市にある木質バイオマス発電施設を見学しました。バイオマス発電は、全国で100を超え、穂積の発電所は約1万2,000世帯の電力を賄っております。この施設の木質バイオマス発電の燃料は、切り捨てられた間伐材、根曲がり部材や枝などの未利用材で、年間9万トンを燃料として発電しています。林地の残材は、除去されなければ、林内で堆積され、台風や大雨により、大量の倒木、流木の発生につながり被害を起こします。

岐阜県の木質バイオマス発電は、再エネの創出、木材資源の循環、減災、防災に貢献するものであると認識し、飛騨市においても、林業関係者と協議して未利用材の供給ができるように検討していかなければならないと感じました。

平成30年11月21日には、平成30年10月3日から9日にかけて行なった議会と市民の意見交換会において出された山林の活用、人口減少に伴う産業への取り組み、災害復旧に関する事などの案件について、産業常任委員会で今後検討すべきことと協議いたしました。

当委員会での問題点の共通認識を深め、さらに検討していくこととしました。

平成30年12月4日には、神岡町の神岡鉱業株式会社と意見交換会を実施しました。会社の概要、課題や地域の活性等語り合いました。これまでの管内視察、管外視察、市民との意見交換会、企業・建設業協会等の語る会を踏まえ、各委員は、一般質問や各委員会において討議してきました。また当委員会としては、議員提言書の取りまとめはできませんでしたが、山林の荒廃、倒木の処理、地籍調査事業の推進を求める要望書をまとめ、議長に提出し、年度内に市長へ要望書として提出する予定であります。

以上産業常任委員会の調査報告といたします。

〔産業常任委員長 森要 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑なしと認めます。これで産業常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第46 議会改革等特別委員会調査報告について

◎議長（高原邦子）

続きまして、日程第46、議会改革等特別委員会調査報告についてを議題といたします。

議会改革等特別委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔議会改革等特別委員長 前川文博 登壇〕

●議会改革等特別委員長（前川文博）

それでは、議会改革等特別委員会の報告を行います。

議会改革等特別委員会では、まず、委員会の方向性について検討いたしました。検討結果は、議会運営委員会での協議が必要になることから12月議会に間に合うように検討をすることに決め、基本条例検証シートを使用し進めることといたしました。委員6名が検証シートに記入し、集約した意見をもとに第1条から第27条までを順次協議し、検討すべき事項を決めました。まず、第2条の基本理念については、1、委員会調査を充実させる努力がいる。2、政策立案ができていないので、できるような体制を整えていく必要がある。第4条の議員の責務及び活動原則については3、自由討議については積極的に行うよう努力する。第6条の公開については、まず公開の定義について確認をしました。現行行っている会議を見せることが公開であり、テレビやインターネットでの放送とは公開の意味が違うことを踏まえ進めました。主な内容は1、議会の責任においてケーブルテレビ、インターネットでの配信を行う。2、ケーブルテレビで再放送を行う。3、配信など行う会議は、定例会・臨時会の本会議、及び常任委員会、予算決算特別委員会の付託案件審査に限る。4、インターネットでの配信は本会議の会議録が飛騨市ホームページに掲載されるまで。第7条の広報広聴特別委員会については、年1回以上4地区において全員で開催する。市民の皆さんが参加したいと思うような内容が必要。第10条の市長等との議論については、一般質問の通告書を記載例の通りで行うこと。第14条の合意形成・自由討議については、委員会などで活発に行っていただきたい。第15条の政策形成については新年度予算に間に合わせるように。PDCAのサイクルを委員会としてしっかりやるべき。第18条の組織の見直しについては、予算決算委員会を1つの常任委員会化、常任委員会の任期について等、来年度の次回運営委員会で検討。第19条の政務活動費については、現在の執行率が50パーセント程度であり、広報等の政務活動を積極的にしていく。第27条の評価制度については、次年度に活かせる点検簿作成し毎年点検を行う。このような意見があり、条例改正にはいたりませんが申し合わせ事項の修正事項など議

会運営委員会に申し送りました。

委員会活動を活発にする点では、今定例会中に付託案件について各委員会で議員だけの勉強会を行いました。また、3月定例会後速やかに委員会を開催して年間スケジュールを立て、管内管外視察や状況調査など、早い時期に行うことが必要との意見がありました。

議会でのタブレット導入についても今後議論していく必要があるとの意見があり、この点についても議会運営委員会に申し送りをいたしました。

以上で当委員会における調査の報告を終わります。

〔議会改革等特別委員長 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑なしと認めます。これで議会改革等特別委員会の調査報告を終わります。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時30分からといたします。

なお午後から役員改選についての会議を予定しておりますが、役員改選が終了するまで市長・副市長・総務部長以外の説明職員の出席は求めませんのでお伝えいたします。

（ 休憩 午前11時27分 再開 午後1時30分 ）

◆再開

◎副議長（中嶋国則）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に高原邦子議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件についてを日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第1 議長の辞職の件について

◎副議長（中嶋国則）

追加日程第1、議長の辞職の件についてを議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（水上雅廣）

それでは朗読いたします。

飛騨市議会副議長、中嶋国則様。飛騨市議会議長、高原邦子。辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

◎副議長（中嶋国則）

お諮りいたします。

高原邦子議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、高原邦子議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

◆休憩

◎副議長（中嶋国則）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時32分 再開 午後1時32分 ）

◆再開

◎副議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

高原邦子君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔13番 高原邦子 登壇〕

○13番（高原邦子）

皆様、議長を退職するにあたり、一言御挨拶申し上げます。昨年、3月に議長職に就かせていただき本当にありがとうございました。この1年間、いろんな経験をさせていただきましたし、いろんな方々とも出会える、そんな貴重な経験がありました。皆様にご恩返しするとするならば、このことを糧としまして、4年1期の最後のこの年、一生懸命また議員活動を邁進していきたいと思っております。どうか、本当にこの一年間支えてくださったことに感謝申し上げ、措辞ではございますけれども、退任の挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。失礼いたします。

〔13番 高原邦子 着席〕

◆休憩

◎副議長（中嶋国則）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時33分 再開 午後1時51分 ）

◆再開

◎副議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◆追加日程第2 議長の選挙

◎副議長（中嶋国則）

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（中嶋国則）

ただいまの出席議員は13名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（中嶋国則）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（中嶋国則）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（中嶋国則）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎副議長（中嶋国則）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（中嶋国則）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎副議長（中嶋国則）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に1番、仲谷議員、2番、井端議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

開票をお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

〔立会人着席〕

◎議長（中嶋国則）

選挙の結果を報告いたします。投票総数13票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票ゼロであります。有効投票数のうち、中嶋国則議員7票、洞口和彦議員6票、以上のとおりであります。なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、私中嶋国則が議長に当選となりました。

それでは、私から発言をさせていただきます。議長席を離れることができませんので、この場で失礼し、挨拶をさせていただきますこととお許しをいただきたいと思っております。

このたび、議長という大役を仰せつかりました。身に余る光栄に感謝申し上げます。もとより、浅学非才ではありますが、議長として円滑な議会運営を目指します。二元代表制の一翼を果たすべく、さらに進化した活発な議論が生まれる議会になるよう、誠心誠意努力いたします。議会は質の高い議論が交わせるように議員研修を重ね、二元代表制の一翼を担う覚悟を持ち、本来の意味に立った行動を示さなければならないと思っております。それには、アクセルとブレーキが必要であります。良いことはよりアクセルを踏み、立ち止まって考えたほうが良いことはブレーキをかけるのが市民の皆様からの負託に応える責務であると思っております。議員相互の議論を深めて、より一層の開かれた議会を目指しますので、どうか皆様の御指導、御協力をお願いを申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。また、この平成30年度は高原議長のもと1年間、副議長として皆様にお力添えをいただきましたこと、そしていろんなことを学ばせてい

ただきました。本当にありがとうございました。この貴重な経験をいかし、飛騨市がさらに一步前進できるように全力を傾注してまいりたいと考えております。どうぞ皆様方には絶大なる御支援と御協力をいただきますようお願いをさせていただきます、副議長退任の御挨拶とさせていただきます。

以上で議長の選挙を終わります。

ただ今の議長選挙により、これまで副議長を務めておりました私が議長に選ばれたことにより、本来でしたら、副議長辞職の件を日程に追加するところではありますが、これを省略いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎議長(中嶋国則)

ただいまの出席議員は13名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

◎議長(中嶋国則)

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

◎議長(中嶋国則)

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。点呼を命じます。

[議会事務局長の点呼に従い投票]

◎議長(中嶋国則)

投票漏れはございませんか。

〔なし〕との声あり)

◎議長（中嶋国則）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎議長（中嶋国則）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に3番、澤議員、4番、住田議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎議長（中嶋国則）

選挙の結果を報告いたします。投票総数13票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、前川文博議員7票、徳島純次議員4票、中村健吉議員2票、以上のとおりであります。なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、前川文博議員が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました前川文博議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔8番 前川文博 登壇〕

○8番（前川文博）

ただ今、副議長に推挙いただきましてありがとうございました。前川でございます。ちょっと考えておりませんでしたので。まずもってですね、副議長に就任させていただきまして、議長をしっかりとサポートしていきながら任期最後のこの1年、飛騨市議会をがんばってまとめていきたいなという所存でございます。議会は、先ほどもありましたが二元代表制ということで、市長と議会とで切磋琢磨しながら、この飛騨市をよりよい方向にもっていくことが重要であります。今議会はいろいろ賛否が分かれた議案もございました。そういったことを通しまして、お互いの意見を述べ合いながら、この議会もですね、飛騨市をいい方向にもっていくということで、一丸となってこの1年やっていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で副議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時21分 再開 午後2時49分 ）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しましたとおり、追加日程第4、常任委員の選任から追加日程第10、各種委員の選任についてまでを日程に追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、追加日程第4から追加日程第10までを追加日程とすることに決定いたしました。

◆追加日程第4 常任委員の選任

◎議長（中嶋国則）

追加日程第4、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。

この後、休憩に入りますので、直ちに常任委員会を開催し正副委員長を選任され、議長まで報告願います。再開は、各常任委員長、副委員長が決定次第といたします。委員会室においてははじめに総務常任委員会を開催していただき、終了後に産業常任委員会を開催していただきたいと思っております。また、委員長が決まるまでは年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって総務常任委員会は洞口議員、産業常任委員会は野村議員に委員長の職務をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時16分 再開 午後3時30分 ）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

各常任委員会より委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には6番、中村健吉議員、同じく副委員長には4番、住田清美議員、産業常任委員長には7番、徳島純次議員、同じく副委員長には2番、井端浩二議員がそれぞれ選出されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第5 議会運営委員会委員の選任

◎議長（中嶋国則）

追加日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、2番、井端議員、5番、森議員、6番、中村議員、7番、徳島議員、10番、洞口議員、13番、高原議員、以上6名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議会運営委員会を開催され、正副委員長を選任していただき、議長まで報告願います。会議室は、委員会室といたします。委員長が決まるまでは、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。よって、10番、洞口議員に委員長の職務をお願いします。再開は、議会運営委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時32分 再開 午後3時47分 ）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので、報告をいたします。議会運営委員長には13番、高原邦子議員、同じく副委員長には7番、徳島純次議員が選出されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第6 発議第2号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

◎議長（中嶋国則）

追加日程第6、発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

説明を求めます。

〔議会運営委員長 高原邦子 登壇〕

●議会運営委員長（高原邦子）

発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。

1、名称、広報広聴特別委員会。

2、目的、飛騨市議会基本条例（飛騨市条例第28条）第7条第4項の規定に基づき、平成31年飛騨市議会に関する議会だよりの編集及び飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。市民意見交換会の開催、企画及び運営。

3、委員定数、7名。

4、継続期間、委員会は議会だよりの編集・調査、及び市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

平成31年3月20日提出。提出者、議会運営委員会委員長、高原邦子。

〔議会運営委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ないようですので、討論を終結いたします。高原議会運営委員長から提出されました広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。したがって議会だよりの編集および意見交換会を開催するため7人の委員で構成する広報広聴特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

広報広聴特別委員会の委員の選任につきましては委員会条例第8条第1項の規定により1番、仲谷議員、2番、井端議員、3番、澤議員、4番、住田議員、6番、中村議員、7番、徳島議員、8番、前川議員の以上7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので直ちに広報広聴特別委員会を開催され、委員長副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また委員長が決まるまで年長の委員であります徳島議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は広報広聴特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

それでは暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後 3 時 5 1 分 再開 午後 4 時 0 2 分 ）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開します。

広報広聴特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。広報広聴特別委員長に 8 番、前川議員、同じく副委員長には 1 番、仲谷議員が選任されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第 7 発議第 3 号 議会改革特別委員会設置に関する決議

◎議長（中嶋国則）

追加日程第 7、発議第 3 号、議会改革特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。

〔 8 番 前川文博 登壇 〕

● 8 番（前川文博）

発議第 3 号、議会改革特別委員会設置に関する決議。次のとおり議会改革等特別委員会を設置するものとする。

1、名称、議会改革特別委員会。

2、目的、議会の活性化と充実についての調査研究。

3、委員定数、7 名。

4、継続期間、委員会は本調査が終了するまで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

平成 31 年 3 月 20 日提出。提出者、飛騨市議会議員、前川文博。賛成者、飛騨市議会議員、洞口和彦。飛騨市議会議員、澤史朗。

〔 8 番 前川文博 着席 〕

◎議長（中嶋国則）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

討論なしと認め、討論を終結します。前川議員から提出されました議会改革特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。したがって議会の活性化と充実についての調査研究のため7人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会改革特別委員会の委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定により1番、仲谷議員、2番、井端議員、3番、澤議員、4番、住田議員、8番、前川議員、10番、洞口議員、13番、高原議員、以上7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので直ちに議会改革特別委員会を開催され、委員長副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また委員長が決まるまで年長の委員であります洞口議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は議会改革等特別委員会終了次第とします。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後4時06分 再開 午後4時18分 ）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会改革等特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたのでご報告いたします。議会改革等特別委員長には4番、住田清美議員が同じく副委員長には3番、澤史朗議員が選任されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第8 飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙

◎議長（中嶋国則）

追加日程第8、飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙を議題といたします。飛騨農業共済事務組合議会の洞口和彦議員から辞職願が提出され組合議会の議員が欠員となりましたので、選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項に規定に

より、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。それでは、飛騨農業共済事務組合議会議員には6番、中村議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました6番、中村議員を飛騨農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって、6番、中村議員が当選人となりました。ただいま当選されました6番、中村議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、飛騨農業共済事務組合議会議員の当選を告知いたします。

なお、ただいま選挙いたしました飛騨農業共済事務組合議会には、飛騨市議長も議員となりますので申し添えます。

以上で、飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙を終わります。

◆追加日程第9 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙

◎議長(中嶋国則)

追加日程第9、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙を議題といたします。古川国府給食センター利用組合議会議員の中嶋国則議員、徳島純次議員、住田清美議員、井端浩二議員から辞職願が提出され、組合議会の議員が4名欠員となりましたので、選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2条の規定により指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(中嶋国則)

ご異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。古川国府給食センター利用組合議会議員に、1番、仲谷議員、2番、井端議員、3番、澤議員、4番、住田議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、1番、仲谷議員、2番、井端議員、3番、澤議員、4番、住田議員を古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました1番、仲谷議員、2番、井端議員、3番、澤議員、4番、住田議員が古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

ただいま古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました1番、仲谷議員、2番、井端議員、3番、澤議員、4番、住田議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後4時05分 再開 午後4時37分 ）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第10 各種委員の選任

◎議長（中嶋国則）

追加日程第10、各種委員の選任を議題といたします。

各種委員の選任は、ただいまお手元に配付しました飛騨市議会役員編成表及び各種委員会等名簿のとおりといたします。

各常任委員会、議会運営委員会から、委員会において審査あるいは調査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。これらを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認め、これらを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆追加日程第1 1 閉会中の審査の申し出について（総務常任委員会）
から

追加日程第1 3 閉会中の審査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（中嶋国則）

追加日程第1 1 から追加日程第1 3 までを一括議題といたします。

お諮りをいたします。

閉会中の継続調査の申し出については、お手元に配付いたしました申出書のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（中嶋国則）

ご異議なしと認めます。よって、申出書のとおり許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、定例会の閉会にあたりまして一言御礼の御挨拶を申し上げます。今議会、24日間にわたりまして、一般会計の補正予算、条例制定・改正、平成31年度予算など多数の案件につきまして、慎重かつ活発な御審議を賜り、全ての議案につきまして可決の御決定をいただきました。誠にありがとうございました。本会議ならびに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々の御指摘や御意見につきましては、これまで同様しっかりと受け止めさせていただき、今後の市政運営にいかしてまいりたいと考えております。また、各種の答弁等におきまして、申し上げた事項につきましても進捗状況を管理しながら実施に向けて取り組んでまいります。なお、平成31年度当初予算に対していただきました附帯決議につきましては、性の多様性への配慮について御理解をいただけたことを明記いただいたうえで、市民の理解が必ずしも広がっていない現状を踏まえ、パートナーシップ制度導入に先立ち、市民がこの問題を知り理解を深めていただくための啓発を進めていくチャンスと後押しをいただいたものと受け止めております。先般の委員会後、早速LGBTを理解するためのセミナーや講演会等の開催にむけた講師の選定、サポートのためのガイドラインの策定にむけた他自治体の事例検討など準備を始めておりまして、附帯決議で求められました議会への報告にあたりましては、こうした取り組みの実績や予定もあわせて御報告申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また最後に高原邦子前議長、中嶋国則前副議長におかれましては、この1年間の御尽力

に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。また中嶋国則議長、そして前川
文博副議長におかれましては、御就任誠におめでとうございます。今後とも円滑な議会運
営及び市政各般にわたり御尽力を賜りますことを心よりお願いを申し上げます。さらに
各委員会委員に就任されました議員の皆様方におかれましても、今後とも市政発展のた
めに一層のお力添えをいただきますことをお願い申し上げます。

以上をもちまして閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で市長の発言が終わりました。

◆閉会

◎議長（中嶋国則）

それでは本日の会議を閉じ、平成31年2月25日から24日間にわたりました平成
31年第1回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時41分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会新議長

中嶋国則

飛驒市議会旧議長

高原邦子

飛驒市議会旧副議長（臨時議長）

中嶋国則

飛驒市議会議員（8番）

前川文博

飛驒市議会議員（10番）

洞口和彦